

【消防設備・防火管理編】

Q1 古くなった消火器の処分

消火器に記載されている期限が切れているので、廃棄したいのですが、消防署へ持参しても良いでしょうか？

A1

消防署では、消火器の回収は行っていません。また、一般ごみや不燃物として出すこともできませんのでご注意ください。

期限が切れていなくても、錆びて腐食が進んだものや、変形したものを使用すると、事故に繋がる危険性があるので、絶対に使用しないようにしましょう。

【消火器廃棄】

①消火器リサイクル推進センター窓口検索（外国産やエアゾール式消火器は対象外）

<https://www.ferpc.jp/accept/>

②消防設備業者へ確認する

https://www.syoubounet.jp/saga/pdf/bl_3.pdf

（消防設備等点検済表示登録会員名簿/一般社団法人 佐賀県消防設備安全協会HPより）



Q2 エアゾール式消火器

スプレータイプの消火器はどんな火事に使用できますか？

A2

スプレータイプの消火器を“エアゾール式消火器”と言いますが、これは、消火薬剤をガスの圧力により噴霧状に放射して消火するものです。家庭内で発生する小規模な普通火災、天ぷら油、石油ストーブ火災などの初期消火に有効です。消火器本体に記載されている「適応火災の絵表示」をご確認ください。ホームセンターや家電量販店などで購入できます。



Q3 防火管理者修了証の再交付

防火管理者の修了証を紛失しました。再交付できますか？



A3

▶平成15年12月以降に受講されたものは、一般財団法人日本防火・防災協会での手続きとなります。

手続きの詳細はこちらをご覧ください。

https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/guide_redeliver.html

▶平成15年11月以前に佐賀広域消防局管内（佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町）で受講されたものは、佐賀広域消防局での手続きとなります。

担当：予防課 0952-33-6765 氏名、生年月日、受講時期をお聞きします。

Q 4 露店での消火器設置

イベントなどで露店を出店する予定ですが、必ず消火器の設置が必要でしょうか？



A 4

「多くの人が入り出る催し」で、対象火気器具を使用する露店等には、消火器の設置が義務付けられています。1露店につき1本設置。（エアゾール式や住宅用消火器を除く）

▶多くの人が入り出る催しとは・・・祭礼、縁日、花火大会など社会的広がりを目的とし、不特定多数の人が入り出る催しのことを言います。（例：幼稚園主催の行事で、相互に面識がある者が参加する催しなどは対象外となります。）

▶対象火気器具…プロパンガス、ガソリン、炭などを燃料とする器具、電磁調理器のことを言います。（コンロ、グリドル、ストーブ、発電機など）

▶露店等の開設届出書

催しを行う3日前までに消防署長へ2部届出てください。（申請書・届出書）

<https://www.chubu.saga.saga.jp/shobo/shinseisho.html#02>

Q 5 悪質な取引にご注意

消防署が消火器を販売したり、点検しに来ることはありますか？



A 5

いいえ、ありません。消火器などの販売業者を装って、住宅を訪れるという悪質な販売取引が行われています。消防署が直接住宅を訪れて、消火器を販売したり点検することはありませんので、十分ご注意ください。